

9月21日は 認知症の日

国民の間に広く認知症についての関心と理解を深める日として、
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で定められました。

知る。

考える。

支え合う。



©2014 大阪府もずやん

認知症を正しく理解し、自分なりにできることを実践することが大切です。
まずは、「認知症サポーター」になることから始めてみませんか？



講座を受講することで
誰でもなれます

大阪府 認知症サポーター 検索

大阪府

9月は高齢者保健福祉月間・認知症月間です

